

つくばみらい市告示第141号

つくばみらい市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年11月10日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市子育て短期支援事業実施要綱(平成23年つくばみらい市告示第49号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 助産所 医療法(昭和23年法律第205号)第2条第1項に規定する施設をいう。

第4条中「児童福祉施設」の次に「、助産所」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。